

北海道告示第 10791 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 31 年 1 月 4 日までに北海道空知総合振興局商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 30 年 9 月 3 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラッキー栗山店
夕張郡栗山町松風 3 丁目 115

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

北雄ラッキー株式会社 代表取締役 桐生 宇優
札幌市手稲区星置 1 条 2 丁目 1 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 北雄ラッキー株式会社 代表取締役社長 川端 敏
札幌市中央区北 11 条西 19 丁目 36 番 35 号

(変更後) 北雄ラッキー株式会社 代表取締役 桐生 宇優
札幌市手稲区星置 1 条 2 丁目 1 番 1 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
北雄ラッキー株式会社	代表取締役社長 川端 敏	札幌市中央区北 11 条西 19 丁目 36 番 35 号	
株式会社富士メガネ	代表取締役 金井 昭雄	札幌市中央区南 2 条西 1 丁目北専ビル 9 階	
社会福祉法人北海道博愛舎	理事長 信太 繁	夕張市紅葉山 230 番地	①
株式会社キャンドウ	代表取締役社長 城戸 博司	東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号	

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
北雄ラッキー株式会社	代表取締役 桐生 宇優	札幌市手稲区星置 1 条 2 丁目 1 番 1 号	② ③
株式会社富士メガネ	代表取締役 金井 昭雄	札幌市中央区南 2 条西 1 丁目北専ビル 9 階	
株式会社キャンドウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号	④ ⑤

(4) 変更の年月日

- 上記1 (3) ア 平成 29 年 6 月 5 日 (代表者)
- 上記1 (3) ア 平成 25 年 6 月 17 日 (住所)
- 上記1 (3) イ ①平成 22 年 4 月 20 日 (退店)
- 上記1 (3) イ ②平成 29 年 6 月 5 日 (代表者)
- 上記1 (3) イ ③平成 25 年 6 月 17 日 (住所)
- 上記1 (3) イ ④平成 30 年 3 月 22 日 (代表者)
- 上記1 (3) イ ⑤平成 24 年 4 月 12 日 (住所)

(5) 変更する理由

- 上記1 (3) ア 代表者及び住所変更のため
- 上記1 (3) イ ①退店のため
- 上記1 (3) イ ②、③代表者及び住所変更のため
- 上記1 (3) イ ④、⑤代表者及び住所変更のため

2 届出年月日

平成 30 年 8 月 23 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 30 年 9 月 3 日 (月) から平成 31 年 1 月 4 日 (金) まで (日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで